

横須賀市の入札制度・運用に関する

第4回意見書

平成22年（2010年）3月30日

横須賀市入札監視委員会

はじめに

横須賀市では、「談合等の不正が起こらない入札制度」の構築を目標に、全国に先駆けて平成 10 年 7 月から入札制度改革に着手してきた。

後に、この入札制度改革は、日本全国から注目されるようになり、横須賀市が改革のフロントランナーと称されるようになったことは、市当局の努力と、これまで 3 期 6 年に渡って入札制度に関する助言を与えた前入札監視委員会の尽力の賜物と考える。

私たち第 4 期入札監視委員会は、これまでの横須賀市の功績を評価しつつも、めまぐるしく変化する入札契約環境を踏まえて、この 2 年間、工事契約を中心に入札及び契約執行状況を監視するとともに、時代の要請に適した入札制度の構築に助言を行ってきた。

以下、横須賀市の入札制度や契約方法について、この 2 年間を総括した結果を次のとおり報告する。

第一 入札及び契約の実施状況に対する評価

- 1 監視対象となった競争入札の実施状況
- 2 監視対象となった随意契約の実施状況
- 3 大型工事の入札実施状況

第二 第 3 回意見書における指摘事項への取組みに対する評価

- 1 平均額型最低制限価格の調整率の見直し
- 2 工事成績条件付き入札の条件変更
- 3 不正行為に対する強化策
- 4 大型工事における市内下請負条件の見直し

第三 緊急経済対策による入札の暫定運用に対する評価

- 1 平均額型最低制限価格の算定方法変更
- 2 市内事業者への優先発注及び市内産品の優先購入

第四 工事品質の確保に関する評価

- 1 工事成績条件付き入札の検証
- 2 総合評価入札（試行）に関する検証

第五 その他入札制度に関する評価

- 1 予定価格の事後公表
- 2 最低制限価格の算定方式

第一 入札及び契約の実施状況に対する評価

今期（平成20年2月～平成21年12月）の発注額1000万円以上の工事契約案件は延べ563件で、そのうち118件を当委員会において審議した。

なお、最低制限価格などの制度は、別項で評価するので、本項では、入札及び随意契約の手続き、また、入札結果を中心に評価する。

1 監視対象となった競争入札の実施状況

工事入札案件の発注に関しては、概ね適切に処理されていた。

ただし、入札結果からは、競争性が欠如している業種が見受けられる。

この業種においては、当委員会でも数回に渡って問題を指摘しているが、その都度、設計価格が他の業種より低いことや発注時期、発注規模に要因があるとして、その対策後の変化を注視してきた。

しかし、最近になって状況は更に悪化している。

また、当部局の対策案も懸命な努力としては認めるものの、将来を見据えた対応が中心となっており、即効性が発揮できるまでには至っていない。

当委員会では、これを重大な事案と認識しているため、今後は重要審議案件として、当該業種の全案件を監視し、必要な措置を求めていくものである。

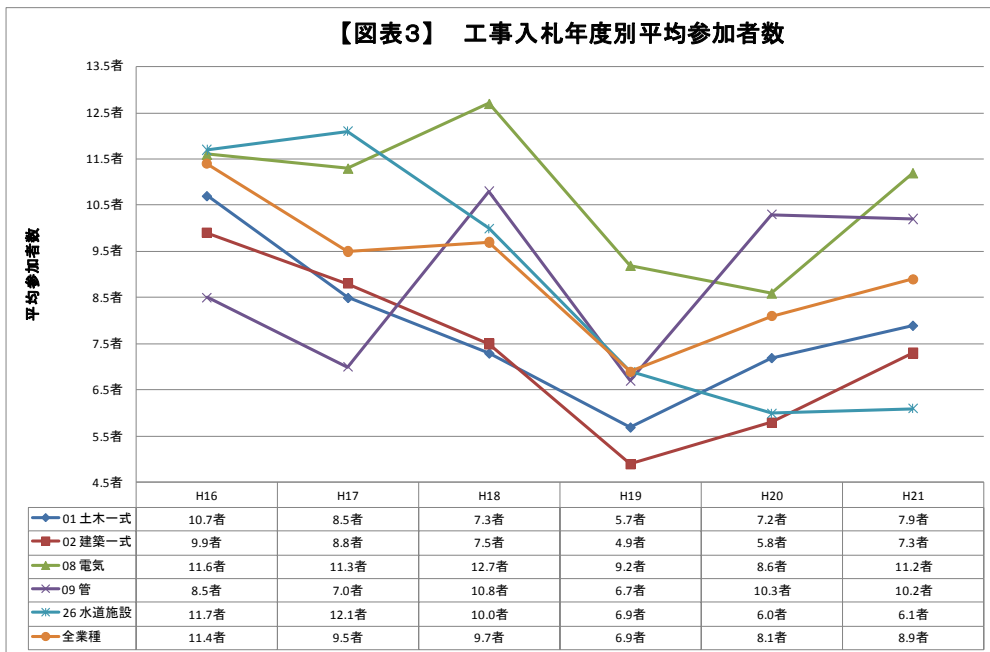
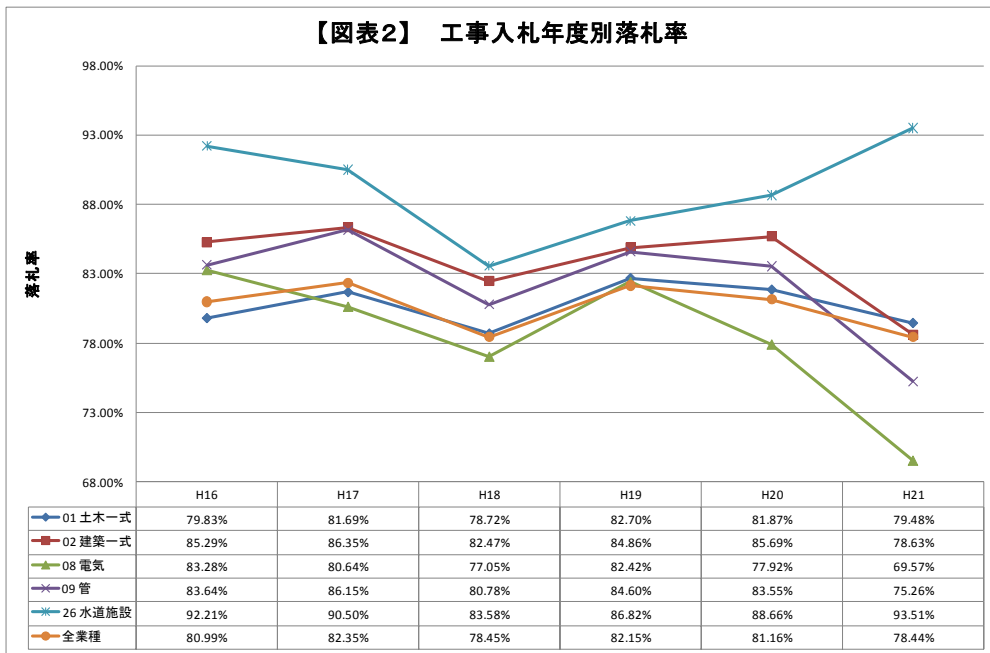
【図表1】 工事入札の実施状況

業種	H19				H20				H21			
	件数	請負金額 (円)	落札率	平均参加者数	件数	請負金額 (円)	落札率	平均参加者数	件数	請負金額 (円)	落札率	平均参加者数
土木一式	127	2,396,342,256	82.70%	5.7者	140	3,720,871,413	81.87%	7.2者	82	2,826,182,856	79.48%	7.9者
建築一式	64	2,337,976,200	84.86%	4.9者	67	1,962,366,420	85.69%	5.8者	39	564,574,500	78.63%	7.3者
大工	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
左官	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
とび・土工・コンクリート	5	31,959,900	67.68%	9.2者	2	19,929,000	74.65%	8.0者	2	28,318,500	73.54%	7.0者
石	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
屋根	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
電気	66	1,785,862,299	82.42%	9.2者	83	1,493,576,885	77.92%	8.6者	42	422,369,850	69.57%	11.2者
管	43	720,313,650	84.60%	6.7者	40	640,437,000	83.55%	10.3者	33	235,896,150	75.26%	10.2者
タイル・れんが・ブロック	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
鋼構造物	3	111,702,150	75.55%	6.7者	3	9,331,350	70.59%	7.7者	5	24,616,200	73.29%	8.0者
鉄筋	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
ほ装	35	523,860,225	82.37%	6.2者	16	231,885,150	76.14%	15.8者	17	434,580,405	81.33%	13.8者
しゅんせつ	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
板金	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
ガラス	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
塗装	20	203,816,025	66.07%	17.2者	25	252,223,755	69.48%	14.9者	12	267,433,950	72.61%	14.1者
防水	6	25,393,200	70.54%	11.7者	14	147,563,850	69.43%	12.7者	10	128,727,900	79.57%	15.9者
内装仕上	2	5,255,250	82.31%	5.0者	5	11,289,600	82.76%	6.4者	1	2,688,000	60.56%	13.0者
機械器具設置	15	1,316,962,500	78.79%	3.6者	13	2,115,078,000	80.25%	3.9者	8	608,375,250	68.16%	4.1者
熱絶縁	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
電気通信	5	124,412,400	79.37%	4.2者	1	26,187,000	62.85%	3.0者	3	18,117,750	75.85%	3.3者
造園	20	105,241,500	76.06%	5.8者	12	117,369,525	74.87%	10.0者	9	50,142,750	77.27%	7.0者
さく井	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
建具	3	18,934,650	88.16%	5.7者	4	30,240,000	76.47%	4.5者	4	14,238,000	77.67%	3.0者
水道施設	59	1,229,042,535	86.82%	6.9者	55	2,303,352,450	88.66%	6.0者	34	1,237,901,700	93.51%	6.1者
消防施設	1	11,959,500	84.00%	2.0者	11	38,495,730	86.24%	6.5者	3	25,841,550	91.48%	5.3者
清掃施設	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者	0	0	0.00%	0.0者
計	474	10,949,034,240	82.15%	6.9者	491	13,120,197,128	81.16%	8.1者	304	6,890,005,311	78.44%	8.9者

※1 平成21年度は、平成21年12月31日現在を示す。

※2 入札不調は含まない。

※3 平成21年度は、予定価格の事前公表と事後公表を併用。



次に、主要 5 業種の入札結果を検証すると、平成 21 年度では緊急経済対策による最低制限価格の引き上げを行っているにもかかわらず、図表 2 に示すとおり落札率が低下し、図表 3 では、入札参加者も増加している。これは、近時の深刻な経済不況により民間工事が減少したことにより、多くの事業者が公共工事を積極的に受注しようとした結果と推測する。

平均額型最低制限価格制度は市場価格（実勢価格）を入札価格に反映させようとの狙いを持つものであるが、このような経済情勢の下では、実勢価格を度外視する入札も予想されることから、緊急経済対策としての入札の暫定運用（後述する最低制限価格算定方法の変更）を行ったものと理解する。

2 監視対象となった随意契約の実施状況

工事の随意契約案件では、必要に応じて複数の事業者で行う競争見積随意契約を実施するなど、概ね効率的な契約を意識した手続きを採っていた。

また、図表4では平成16年度以降における随意契約の執行率が件数では全体の約20%から30%で安定しているものの、契約金額では年度により大きく異なっている。

これは機械設備や電気設備など高額な案件が、その設備のメンテナンスや保守の責任区分などの関係で随意契約されていることが大きな要因であると言える。

これらについては、安易に随意契約を選択しているとは思わないが、重要な設備の緊急時対応の場合や既存設備との技術的関連性が高い場合など、随意契約とする合理的な理由を明確に記載するようにされたい。その上で、入札という競争原理が働いていない事実を踏まえ、競争の代替と成り得るよう、実例価格などを参考とした予定価格を設定するよう、より一層考慮されたい。

なお、横須賀市の特徴としては、国庫補助事業における予算執行年度等の都合で、本来であれば契約変更案件を別途随意契約とする場合等において、変更契約に準じて請負率を勘案するなど、有効な契約手法を採っている。

また、長期間を要する大型工事案件においては、国土交通省の事業認可等の関係で継続予算が2分割され、かつ、2期工事が1期工事額を上回ることから、1期工事と2期工事を一括して一般公募による競争見積合せを行った上で、それぞれを分割して契約するなど、競争性を確保するために新たな契約手法を試みていることは高く評価するものである。

【図表4】 随意契約の実施状況

年度	随意契約			全契約			随意契約発注率	
	件数	契約金額(円)	平均請負率	件数	契約金額(円)	平均請負率	件数	契約金額
H16	275	3,695,289,150	92.65%	826	28,102,838,713	84.87%	33.29%	13.15%
H17	202	3,909,429,300	93.18%	720	15,044,343,720	85.39%	28.06%	25.99%
H18	138	2,480,985,385	91.81%	647	16,985,268,597	81.30%	21.33%	14.61%
H19	141	3,269,449,050	91.94%	615	14,218,483,290	84.39%	22.93%	22.99%
H20	168	3,345,464,535	91.44%	659	16,465,661,663	83.78%	25.49%	20.32%
H21	112	2,735,595,450	91.78%	418	11,078,164,461	81.91%	26.79%	24.69%

※1 平成21年度は、平成21年12月31日現在を示す。

※2 随意契約には、競争見積随契を含まない。

3 大型工事の入札実施状況

図表5のとおり共同企業体発注工事の入札結果では、建築工事における参加者数や落札率データから競争が十分でないと言える状況であるが、その他の業種では、図表6のとおり大手ゼネコンにおける談合決別宣言や企業コンプライアンスが浸透したことにより、平成18年度から健全な競争が行われており、横須賀市の特徴である混合入札や平均額型最低制限価格方式が有効に機能しているものと評価する。

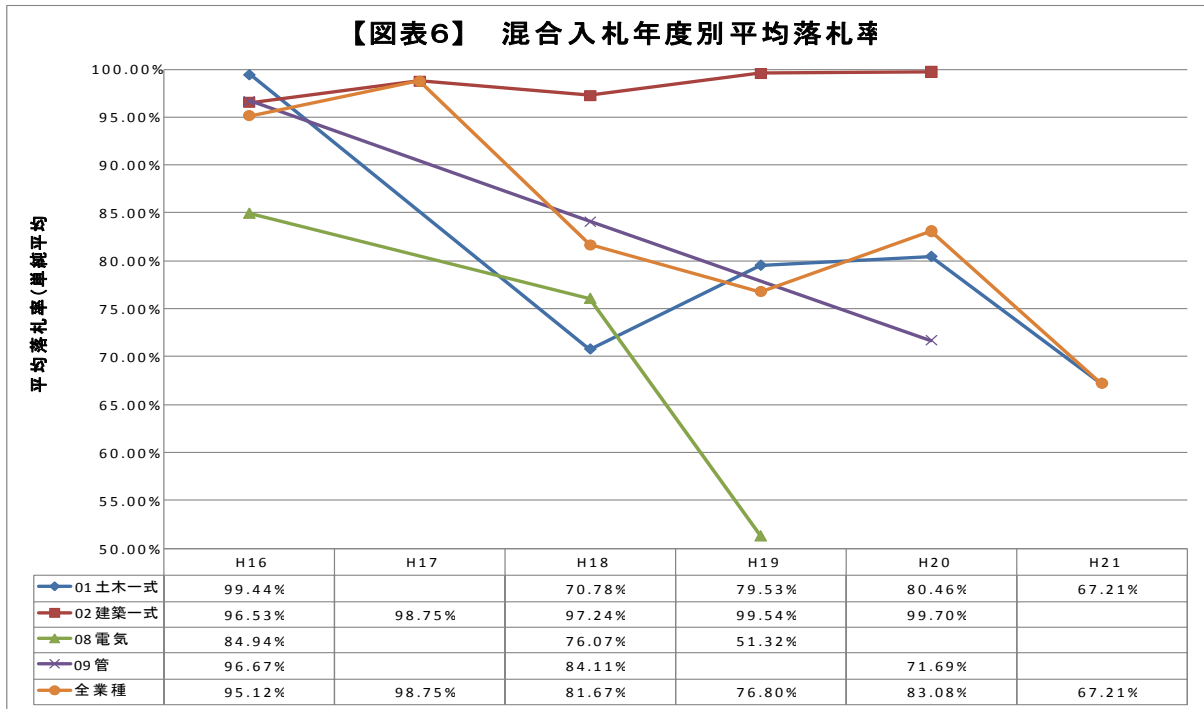
【図表5】 共同企業体発注工事（設計額2億5千万以上）の入札結果

年度	案件名	業種	入札方法	参加条件	参加者数	落札	設計額(円)	契約額(円)	落札率
19	鴨居住宅建替第3期(C・D・E・F棟)その他新築工事	建築	入札	混合	3 (1)	JV	1,107,015,000	1,101,975,000	99.54%
19	下町浄化センター塩素接触タンクほか工事	土木	入札	混合	1 (3)	JV	281,190,000	223,650,000	79.54%
19	下町浄化センター電気設備工事	電気	入札	混合	10 (4)	JV	2,107,350,000	1,081,500,000	51.32%
20	本庁舎2号館耐震補強その他工事	建築	入札	混合	1 (1)	JV	490,245,000	488,775,000	99.70%
20	横須賀アリーナ空調設備改修工	管	入札	混合	6 (2)	単体	270,795,000	194,145,000	71.69%
20	鷹取ずい道内送水管布設工事(2)	土木	入札	混合	4 (1)	単体	579,379,500	459,900,000	79.38%
20	朝比奈ずい道内送水管布設工事(2)	土木	入札	混合	2 (0)	単体	295,575,000	240,975,000	81.53%
21	日の出ポンプ場雨水滞水池築造工事	土木	入札	混合	17 (5)	JV	998,791,500	671,265,000	67.21%
21	1工区追浜排水区雨水第1幹線ほか築事(第1期)及び(第2期)	土木	見積	JV	12 (12)	JV	4,126,342,500	2,077,950,000	50.36%
21	8工区堀の内排水区汚水第2幹線ほか工事(第1期)及び(第2期)	土木	見積	JV	13 (13)	JV	1,549,107,000	834,320,550	53.86%

※1 平成21年度は、平成21年12月31日現在を示す。

※2 参加者数の()内はJVの参加で内数を示す。

【図表6】 混合入札年度別平均落札率



第二 第3回意見書における指摘事項への取組みに対する評価

1 平均額型最低制限価格の調整率の見直し

第3回意見書では、落札金額とあまり差がないにもかかわらず、複数の事業者が最低制限価格を下回って落札外になっている事態を受け、平均額型最低制限価格の算定方式における入札書採用割合を現状の6割を5割へ、調整率を現状の90%を85%へ引き下げるよう求めたものである。

これに対して横須賀市では、算定方式を引き下げた場合、それに呼応するように入札者が入札金額をさらに引き下げる動向に繋がり、同様に落札外となる事態が解消しないこと、また、結果として落札率の低下だ

けを招き、事業者にとって厳しい状況を生んでしまうことを理由に平成20年6月の提言以後、これを実施していない。

当委員会において、改めて複数が最低制限価格を下回った案件を検証評価すると以下のとおりである。

【図表7】 複数最低制限価格割れの入札結果					
項目・年度		H18	H19	H20	計
工事入札件数		509	474	494	1477
複数の最低制限価格割れが発生した入札件数	すべてが最低制限価格の5%以内	16	13	7	36
	上記以外	4	3	14	21
	計	20	16	21	57
複数の最低制限価格割れがあった入札の発生率		3.93%	3.38%	4.25%	3.86%
複数の最低制限価格割れがあった入札の平均落札率		70.51%	75.23%	79.19%	75.03%
同平均最低制限価格率		67.31%	69.21%	74.27%	70.41%
同平均入札参加者数		20.9	15.1	17.0	17.8
複数の最低制限価格割れにより最低制限価格を大きく上回り落札した案件	10%以上	1	5	2	8
	5%以上10%未満	6	3	6	15
最低制限価格とそれに最も近い落札外入札価格との差額	1万円以上5万円未満	5	2	1	8
	1万円未満	2	2	1	5

図表7のとおり複数の事業者が最低制限価格を下回った案件は57件で入札件数の約4%であり、このうち最低制限価格に対して5万円以内の僅差で落札外になった案件は13件で、全体の1%にも満たないので、事案としては少ないと言える。

また、当該案件での平均落札率は75.03%、最低制限価格率は70.41%とそれぞれが概ね妥当な率になっていると認められる。

平均額型最低制限価格では、ダンピングの疑いがある入札を落札外にできる効果がある反面、参加者が多くなるほど僅差で落札外となる確率が高くなる傾向を備えている。

これらの状況を総合的に判断すると、最低制限価格の調整率については、今回の事案に該当しない入札が大勢を占めていることから、引き下げることによるマイナス効果も十分に考えられる。

従って、この実施を当分の間見送ることについては理解できるものである。

ただし、案件を個別に見ると、一部の業種において事業者が協調して最低制限価格を引き上げようとしている動きがあるのではないかとこの疑問がある。このことは、健全な入札者を最低制限割れに陥れる悪質な行為であるので、今後は、当該業種の入札状況に注視すると共に、必要に応じて当該業種に限定した対策を検討されたい。

2 工事成績条件付き入札の条件変更

第3回意見書では、次の2点について変更を求めている。

(1) 成績条件点の定期的な変更

工事成績条件付き入札で優良な成績者（83点以上）だけが参加で

きる案件において、競争性の低下を防止するため成績条件点を定期的に変更するよう求めた。

これに対し横須賀市では、成績条件点を短期間で変更することは、事業者が努力して成績を上げて報われないという欠点を持つことから、3年間は据え置くことを決定しており、4年目を迎えた平成21年度では、経済情勢の悪化を理由としてさらに変更を見送っている。

(2) 成績条件付き入札の拡大

工事成績条件付き入札が公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）に適合する制度であることから、この方法での入札を拡大するよう求めた。

これに対し横須賀市では、この入札方法を拡大した場合、工事実績を持たない事業者の取扱いが標準以下の成績（72点未満）と同等の入札参加条件となることから変更を見送っている。

前記2点について、検証評価すると以下のとおりである。

図表8のとおり、優良な成績条件では、入札に参加できる事業者を限定することになるため、平成16年度にこの条件での入札を実施して以来、他の成績条件と比べて平均落札率は高くなる傾向にあった。

しかし、平成21年度では落札率に差異が見られなくなり、その背景には、図表9の優良成績者数の増加があり、結果として成績条件点を据え置いたことが功を奏したと言える。

従って、優良な成績条件で行った入札の競争性については改善されていると評価するが、平均入札参加者が他の成績条件と比べて3割程度減少しているため、今後もこの成績条件点である83点は据え置くことで対象事業者の増加を期待したい。

【図表8】工事成績条件付き入札の実施状況

発注年度	成績区分	入札件数	平均落札率	平均参加者数	内検査件数	当該工事の平均評価点	対前年	条件以上の成績取得件数	条件未満の成績取得件数	条件達成率
H19	なし	147	82.17%	7.2者	141	79.74	1.30			
	標準な成績	103	83.10%	7.2者	102	81.74	1.68	97	5	95.10%
	良好な成績	87	83.48%	6.7者	87	82.53	0.26	61	26	70.11%
	優良な成績	45	85.07%	5.6者	44	85.77	2.41	34	10	77.27%
H20	なし	124	82.50%	8.0者	116	81.66	1.93			
	標準な成績	107	80.84%	9.9者	107	83.30	1.56	105	2	98.13%
	良好な成績	86	80.19%	9.3者	85	83.80	1.27	69	16	81.18%
	優良な成績	56	83.75%	6.5者	55	85.22	-0.55	43	12	78.18%
H21	なし	74	80.97%	9.6者	24	83.71	2.04			
	標準な成績	77	79.48%	8.3者	22	82.36	-0.94	22	0	100.00%
	良好な成績	56	79.80%	10.6者	18	84.78	0.98	16	2	88.89%
	優良な成績	17	79.09%	7.6者	5	86.60	1.38	4	1	80.00%

※1 平成21年度は、平成21年12月31日現在を示す。

※2 市内限定発注の土木一式、建築一式、電気、管、ほ装、塗装、造園、水道施設の8業種を入札対象とする。

【図表9】 工事成績別の落札状況

平成19年度							
成績区分		業者数	分布率	落札件数	分布率	契約金額(円)	分布率
成績点なし	実績なし	44	11%	8	2%	44,890,650	1%
標準以下の成績	72点未満	28	7%	16	4%	66,925,740	1%
標準な成績	72点以上	114	29%	154	37%	1,524,364,653	26%
良好な成績	79点以上	115	29%	161	38%	2,151,556,047	37%
優良な成績	83点以上	96	24%	82	19%	2,094,921,150	36%
計		397	100%	421	100%	5,882,658,240	100%
平成20年度							
成績点なし	実績なし	53	14%	3	1%	36,487,500	1%
標準以下の成績	72点未満	22	6%	5	1%	40,851,300	1%
標準な成績	72点以上	105	27%	102	24%	1,258,983,180	20%
良好な成績	79点以上	115	30%	167	39%	2,394,935,588	38%
優良な成績	83点以上	94	24%	153	36%	2,543,273,775	41%
計		389	100%	430	100%	6,274,531,343	100%
平成21年度							
成績点なし	実績なし	86	21%	2	1%	25,683,000	1%
標準以下の成績	72点未満	15	4%	7	3%	57,758,400	1%
標準な成績	72点以上	63	16%	27	10%	339,802,050	8%
良好な成績	79点以上	113	28%	85	32%	1,048,548,690	23%
優良な成績	83点以上	128	32%	145	55%	3,020,254,671	67%
計		405	100%	266	100%	4,492,046,811	100%

※1 市内業者のみで、JV受注は含まない。

※2 業者数は、各年度末(平成21年度は12月31日現在の総合評定値)の成績区分による。

3 不正行為に対する強化策

第3回意見書では、他都市の動向に注視し、契約規則で定める談合その他不正行為に対する賠償金の引き上げ並びに地方自治法施行令において、一般競争入札に参加させないことができる期間の上限を2年から3年に改正されたのを踏まえて強化策を講じるよう求めた。

これに対し横須賀市では、他都市の状況を参考にし、談合等の賠償金については、平成22年度から契約金額の15%を20%に引き上げる予定である。また、これと並行して、指名停止期間も大幅に延長する予定である。

これらの改正については、前委員会が求めた内容をほぼ達成できているものと評価する。

なお、改正の背景には、平成22年度から予定価格を事後公表に変更することによる不正行為の防止があるようだが、設計価格や単価の漏洩対策については、入札改革時の原点に立ち返って、改めて事業者から名刺受領等を禁止すると共に、市等が主催し、かつ、事業者を特定しない車座会議のような企画を除いては、特定の事業者との交流を禁止するなど徹底されたい。

【図表10】 重大な違反行為の発生件数(平成19～21年度)

違反行為	件数		
	工事	委託	物件
独禁法違反(談合)	0	0	1
競売等妨害	0	0	0
あっせん利得法違反	0	0	0
契約不締結	7	1	2
契約不履行	3 (1)	3	1

※1 平成21年12月31日現在を示す。

※2 ()内は、経営不安定による不履行で内数を示す。

※3 本市契約に係る行為に限る。

4 大型工事における市内下請負条件の見直し

第3回意見書では、大型工事における混合入札で、単体企業が落札した場合の契約条件として、下請金額の40%を市内業者に発注としているが、建築工事については、達成が困難な状況にあるので、割合を引き下げるなどの改善を求めた。

これに対し横須賀市では、従来、大型工事では市内事業者が必ず関与できる共同企業体限定の入札としてきた経緯から、これを混合入札にする代替策として、単体企業が落札した場合において、市内事業者が下請で関与できるよう配慮したことを理由に40%の引き下げはせずに、達成困難な建築工事に限り、平成21年度当初から市内下請40%又は材料購入と併せた割合を45%とするよう条件を変更した。

当委員会としては、条件変更後に当該工事の入札発注がないことから、今後の実施結果を待って、この変更を改めて評価する。

第三 緊急経済対策による入札の暫定運用に対する評価

横須賀市では、厳しい経済状況を踏まえて、主に市内の基幹産業である建設業者を対象とした緊急経済対策として、平成21年度において段階的に優遇策を講じてきたが、これを検証評価する。

1 平均額型最低制限価格の算定方法変更

平均額型最低制限価格の算定方法を図表11のとおり変更し、最低制限価格を引き上げることで、平均落札率を85%になるよう運用を変更した。

【図表11】緊急経済対策における平均額型最低制限価格の算定方法

実施日	実施内容	実施対象
H21.7.1 開札	調整率90%を95%に引き上げ	全入札
H21.7.22 開札	過去3年の平均落札率が80%未満の7業種の入札書採用割合6割を10割に引き上げ	とび土工、鋼構造、ほ装、塗装、防水、電気通信、造園
H21.11.11 開札	過去3年の平均落札率が80%以上85%未満の業種の入札書採用割合7割から9割に引き上げ	7割：土木、建築、管、内装、 建具 8割：浚渫 9割：電気

※ 実施対象は市内事業者限定の工事入札

この結果、図表12のとおり同時に複数の事業者が最低制限価格を下回って落札外となった入札案件が全体の26%を占め大幅に増加している。さらに業種別では舗装、塗装、防水の3業種において、入札件数の半数以上が同様の状態となっており、このすべてが入札書採用割合6割を10割に引き上げた業種であった。

そもそも地方自治法第234条第3項では、最低の価格で入札した者を契約の相手方とすることが原則であり、その例外として同条ただし書

き及び同法施行令第167条の10第2項により最低制限価格を設定できるとしている。この例外規定は、契約の内容に適合した履行が危ぶまれる入札の排除（不当廉売等の防止）や公正な取引秩序の維持を担保する目的で置かれたものと考えられる。

しかし、現状の運用方法では、後者を主な目的として設定していると理解するが、前述した状況を見る限り、正当な入札者を落札から排除してしまっている可能性が十分に考えられる。

当委員会としては、引き続きこの運用が継続されるのであればこの点について検討する必要があるものの、市では平成22年度以降において、最低制限価格の算定方式をこれまでの平均額型に変えて、国や県の方式を参考にするいわゆる固定型の算定方式に移行する方向であること、また、図表13のとおり、同時に複数の事業者が最低制限価格を下回って落札外となった入札案件での最低制限価格の平均が71%と比較的低率であることを考慮し、本方式の変更について今回は問題点の指摘に留めることとする。

【図表12】 複数最低制限価格割れがあった入札の業種別発生状況

業種	平成20年度			平成21年度		
	発生件数	入札件数	対入札件数率	発生件数	入札件数	対入札件数率
土木	7	140	5.0%	12	76	15.8%
建築	0	67	0.0%	10	39	25.6%
とび・土工	1	2	50.0%	0	2	0.0%
電気	2	83	2.4%	18	42	42.9%
管	4	40	10.0%	6	33	18.2%
鋼構造	0	3	0.0%	2	5	40.0%
舗装	1	16	6.3%	11	17	64.7%
塗装	5	25	20.0%	7	12	58.3%
防水	0	14	0.0%	7	10	70.0%
造園	0	12	0.0%	1	8	12.5%
水道	1	55	1.8%	2	28	7.1%
その他	0	34	0.0%	0	18	0.0%
計	21	491	4.3%	76	290	26.2%

※1 平成21年度は、平成21年12月31日現在を示す。

※2 入札件数には、あらかじめ最低制限価格を設定しない入札及び不調を除く。

【図表13】 複数最低制限価格割れがあった入札の最低制限価格設定状況

最低制限価格率	平成20年度		平成21年度	
	件数	構成率	件数	構成率
50%未満	0	0.0%	3	1.0%
55%以上～60%未満	0	0.0%	5	1.7%
60%以上～65%未満	1	0.2%	10	3.4%
65%以上～70%未満	5	1.0%	10	3.4%
70%以上～75%未満	8	1.6%	21	7.2%
75%以上～80%未満	2	0.4%	10	3.4%
80%以上～85%未満	1	0.2%	12	4.1%
85%以上～90%未満	4	0.8%	5	1.7%
90%以上	0	0.0%	0	0.0%
計	21	4.3%	76	26.2%
平均最低制限価格率	21	74.27%	76	71.33%
総入札件数	491	—	290	—

※1 平成21年度は、平成21年12月31日現在を示す。

※2 総入札件数には、あらかじめ最低制限価格を設定しない入札及び不調を除く。

※3 構成率は、総入札件数に対する率を示す。

2 市内事業者への優先発注及び市内産品の優先購入

市内事業者への主な優遇策（平成 23 年 3 月末までの暫定運用）は次のとおりである。

- ア 予定価格が 500 万円以下の物件購入入札で、複数の入札参加者が見込まれる業種について、入札件数の概ね 2 分の 1 を目安に市内事業者限定で入札発注する。
- イ 測量業務の委託入札について、入札件数の概ね 2 分の 1 を目安に市内事業者限定で入札発注する。
- ウ 購入しようとする物品で、市内で生産されているものが該当する場合は、この製品を指定（複数の製品を指定する場合もある。）して入札発注する。指定は、同種の物品の入札予算総額、入札購入数量又は入札件数いずれかの概ね 2 分の 1 を目安とする。

上記ア、イの優遇策における物品購入契約や業務委託契約について、これまでは市内事業者だけでは競争性が確保できないとして、準市内事業者あるいは市外事業者を加えて入札を行ってきた業種を、その 2 分の 1 を限度に市内事業者限定の入札に運用を改めたものである。

また、ウの優遇策については、これまでは製品の銘柄を指定せずに発注するのを原則として行っていたものを、市内で生産されている物品等の銘柄を指定して発注するよう運用を改めたものである。

発注者である市と入札者は、一定の信頼関係の下で入札や契約を行っており、その基本となるのが入札、契約の公平性や透明性であるが、今回の運用については、従来から横須賀市の入札に参加していた言わば協力事業者を排除するおそれのある入札条件であり、公正性の観点からは、多くの問題を孕んでいると考える。

その一方で、国をはじめ多くの自治体において、入札には地域の経済政策や労働政策等の多面的な役割を担わせているのも周知のとおりである。

この優遇策の是非については、当委員会で審議した際も委員間での意見は多様であった。

このため、今回の優遇策については、暫定的な運用として市の判断を尊重することにしたが、当委員会に対して実施状況を報告していただくと共に、競争性が著しく低下した場合や従来の価格に対して大幅に上昇するような場合、当該業種等に対しては、速やかに運用を凍結するよう求めるものである。

なお、緊急経済対策という目的から逸脱しないよう運用期限を設け、経済非常時を超える運用がないよう留意されたい。

第四 工事情質の確保に関する評価

1 工事成績条件付き入札の検証

工事成績条件点の変更や工事成績条件付き入札の拡大に係る検証は、本意見書第二の 2 で述べたとおりであるので、本項では、制度そのものの有効性を検証する。

図表 8 のとおり、優良な成績条件では必然的に入札参加者が少なくなる

ことから、落札率が高くなる傾向がある。しかし、この成績条件で落札した契約の工事成績点が他の成績条件よりも高いことを勘案すると、この平均落札率の上昇は許容範囲であると考ええる。

また、当該工事成績点は上位成績条件になるほど高くなっており、図表9では、工事成績が高いほど受注した契約金額が高くなっている。このことは、政策の効果が十分に発揮されていることを示すものであり、品確法にも適合しているものと評価する。

図表8では、工事成績点を持たない事業者の入札受注率が、件数、契約金額共にここ3年間も1%に留まっている。このことは、新規事業者の参入が進んでいないことを表している。新規事業者の入札参加は、競争を活性化させる重大な要素の一つである。

従って、新規事業者の参加条件を標準な成績（72点以上79点未満）と同等にするなど、全体の4割から6割程度まで入札参加機会が与えられるよう拡大に努められたい。

なお、成績条件点を3年程度据え置くことは、当委員会としても理解するが、品質確保という観点から下位成績条件点については、3年から4年を限度として、適宜見直す必要があると考ええる。

2 総合評価入札（試行）に関する検証

平成21年度は、価格規模がほぼ同等の舗装道補修工事3件について簡易型で試行を実施した。この3件の発注時期は、1件目を8月に公告し、以後開札終了後ごとに次案件を順次発注し、それぞれ技術点の比重を変えて行った。

この結果を検証すると、第1に言えることは、入札参加者が10者、7者、3者と毎回大きく減少していることである。理由としては、この中の多くの事業者が総合評価による事務量の増加に加えて、当初の技術点の評価から、次回以降の落札が困難と判断し、入札参加に見切りを付けたものと推測できる。この傾向は、国の入札にも見られ、改めて総合評価入札の弊害が浮き彫りになった形である。

第2に、すべての入札結果は最低価格入札者以外が落札しており、しかも3回とも最低入札価格に対して約120万円から135万円（予定価格の約3%から3.5%）も高値であることが挙げられる。

今回の入札では、3回の入札それぞれに技術点の比重を変えて行っているが、技術点の評価内容の差異がこの価格差を反映したものと認められるかが今後の課題であり、このことをしっかりと検証することで、簡易型における適切な技術点の比重設定ができるものと考ええる。

また、技術提案等においては、提案内容を契約仕様に盛り込むことや、この提案が価格価値を有することから、達成できなかった場合の措置基準等も今後の課題となろう。

いずれにしても総合評価方式については、その課題が山積していることから、本格導入は避け、その実施件数や価格規模は最小限の範囲での試行に留められたい。

第五 その他入札制度に関する評価

1 予定価格の事後公表

これまで横須賀市では、贈収賄事件や価格漏洩事件などの不正防止を目的として、予定価格を事前公表して入札を行ってきた。しかし、地域建設業を取り巻く環境が厳しいことを理由に国から度重なる通知があったことを受け、平成21年5月から予定価格の事後公表を試行した。

予定価格の公表時期が事前か事後かにより、落札率、入札参加者数にどのような影響があるかは、一般的に必ずしも明らかではなく、昨年5月からの横須賀市での実績を検証しても同様である。

このため、事前公表制度を見直すにあたっては、現在の事前公表制の下でどのような問題点が生じているのかを明らかにした上で、仮に事後公表制度を導入するのであれば、万全の不正防止策を講じられたい。

また、万が一、不正事件等が起きた場合は、直ちに事前公表に切り替え、再度、不正防止策を講じるまでの間、その運用を一時凍結するようにされたい。

【図表14】 予定価格の事後公表における入札結果

業種	入札件数	予定価格 (円)	落札価格 (円)	落札率	最低制限 価格率	入札 数	最低 割数	予算 超過	入札 不調
H21事後公表での発注	310	8,392,402,200	6,353,162,361	77.82%	71.69%	8.1	0.9	1.9	34
うち市内限定	262	4,373,481,000	3,561,113,871	79.23%	72.73%	8.3	1.0	2.1	30
前年(H20.4-12)市内限定	-	7,515,272,100	6,327,435,593	81.62%	-	8.3	-	-	-
※1 入札件数には不調を含む。									
※2 落札率は単純平均による。									
※3 最低制限価格率は、設定された場合の単純平均による。									
※4 入札数・最低割数(最低制限価格未満の入札)・予算超過(予定価格を超えた入札)欄は、入札1件当たりの入札者数を示す。									
※5 平成21年5月13日から12月31日までの入札結果による。									

2 最低制限価格の算定方式

横須賀市は平成11年以降、従来の最低制限価格の算定方式の改善を図り、平成16年度から現行の平均額型最低制限価格制度を導入したが、市は平成22年度から現行の平均型最低価格制度を段階的に廃止し、設計価格を基に算定するいわゆる固定額型の最低制限価格の方式に移行する予定であるとした。

国・地方公共団体が工事・物品を発注するにあたっては、納税者の税金である予算を効率的に運用するという要請があり、最低制限価格の設定にあたっては、「より市場価格を反映させること」が求められており、現在の平均額型最低制限価格制は、この趣旨に最も適合するものであり、また、不当なダンピングをも排除し得る優れた制度と言えよう。

このため、本制度を変更する前に、少なくとも現在の制度にどのような問題点が認められるかを明らかにする必要があるのではないかと考えられる。

むすび

横須賀市が公正性・透明性・競争性の確保、工事品質の確保及び高値安定の防止を目的とした入札制度改革と運用の改善に取り組み始めてから既に十年余りが経過し、さらに、この間、市は、これら目的のため、より一層の改善を図る努力を続け、それらは、市民、関係業界はもとより、国、他の地方公共団体等からも高い評価を得てきており、当委員会は市当局に対し、改めて敬意を表するものである。

言うまでもなく、入札制度の適正な運用は、単に制度の改革に留まるものではなく、その適正な運用を要し、そのためには、市当局の改革・改善のための不断の努力と、関係業界と市当局の信頼関係、そして市民の強力な支持の上に成り立つものである。

他方、平成 20 年秋からの経済情勢の大きな変化は、とりわけ関係業界にも大きな影響をもたらし、そのための施策の一つとし、従来の制度の一部変更が行われあるいは今後制度変更が行われようとしている。

当委員会は横須賀市における過去 2 年間の入札制度改革・改善の実態とその取り組みにつき、前記のとおり監視・検証を行ってきたところである。

その結果、横須賀市の入札制度とその運用については、一部に問題点があるものの、それらについては市当局も十分認識し、改善を図る取り組みをしている。このため、入札制度全般については公正性・透明性・競争性の確保と工事品質の確保、高値安定防止という目的は十分に達成されていると評価するものである。

今後予定されている制度変更については、各問題点について十分な論議が行われ、その結果を明らかにしたうえで、横須賀市における入札制度全般のより一層の改善と適正な運用のための取り組みを期待するものである。

第4期入札監視委員会の委員

氏名	職歴等	備考
鈴木 恭蔵	東海大学法科大学院教授・元公正取引委員会	委員長
高山 勉	公認会計士	副委員長
佐藤 進一	弁護士	
藤本 茂	防衛大学校人文社会科学群公共政策学科准教授	

第4期入札監視委員会の開催状況

	開催日	議事内容等	審議案件数 (監視対象数)
第22回	平成20年8月22日	・抽出した工事案件に関する審議 (平成20年2月1日～6月30日契約)	19件 (76件)
第23回	平成20年11月21日	・抽出した工事案件に関する審議 (平成20年7月1日～9月30日契約) ・1億円以上の建築工事における下請契約状況について	22件 (96件)
第24回	平成21年2月10日	・抽出した工事案件に関する審議 (平成20年10月1日～12月31日契約) ・大型工事における市内下請条件について ・現場代理人の重複配置について ・物品購入契約における基幹産業支援策について	22件 (132件)
第25回	平成21年7月1日	・抽出した工事案件に関する審議 (平成21年1月1日～5月31日契約) ・平成20年度工事入札結果について ・緊急経済対策に係る運用変更について	15件 (54件)
第26回	平成21年11月5日	・抽出した工事案件に関する審議 (平成21年6月1日～9月30日契約) ・入札契約全般に関する検証	23件 (117件)
第27回	平成22年1月28日	・抽出した工事案件に関する審議 (平成21年10月1日～12月31日契約) ・入札契約全般に関する検証	17件 (88件)
第28回	平成22年3月11日	・入札制度全般に関する検証	—

* 監視案件の抽出ルール（第22回委員会にて決定）

- 請負金額が1億円以上の場合 … (入札) 1/2 (随契) 1/4
 請負金額が5千万円以上1億円未満の場合 … (入札) 1/5 (随契) 1/10
 請負金額が1千万円以上5千万円未満の場合 … (入札) 1/10 (随契) 1/20
 高落札率上位5件